

令和2年度第2次補正予算におけるスポーツ団体に対する補助（案）
について

1. 公益財団法人日本スポーツ協会

48億円

○スポーツ事業継続支援補助

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人自事業主に対し、感染対策をとりつつ、活動の再開・継続を行うための積極的取組に必要な経費を支援する。

今回のスポーツ基本法第35条に基づくスポーツ審議会への意見聴取の対象

令和2年度
第2次補正予算
「文化芸術・スポーツ活動
の継続支援」

国

公益財団法人
日本スポーツ協会

48億円※
(509億円の内数)

※スポーツ関係団体や個人事業主の補助金交付申請状況を鑑み、今後、追加で公益財団法人日本スポーツ協会への補助金交付を予定

(支援の対象となる活動例)

- ✓ 国内外の観客、参加者等の回復・開拓
- ✓ 活動の継続・再開のための取組、競技運営方法等の検討・準備・実施
- ✓ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの強化
- ✓ 上記の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組

【スポーツ事業
継続支援補助】

7月中に
交付決定
(第1回)
を予定

新型コロナウイルス感染症の
感染拡大の影響により、
活動自粛を余儀なくされた
スポーツ団体・関係者



趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術・スポーツ関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術・スポーツ関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。

事業 内容

◎支援の対象

● 対象となる活動

以下の取組を含む「活動計画」の実施に必要な経費を支援。

(1) 以下の①～③のいずれかの取組（複数可）

- ① 国内外の観客、参加者等の回復・開拓
- ② 活動の継続・再開のための公演・制作、競技運営方法等の検討・準備・実施
- ③ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化

(2) (1)の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組

● 対象者

文化芸術・スポーツ関係団体等（社団・財団法人（一般・公益）、任意団体、フリーランスの実演家や技術スタッフ等を含む。）

※活動継続・技能向上等支援A：フリーランスの実演家・技術スタッフ等向け

活動継続・技能向上等支援B：小規模団体向け（その他。複数のフリーランス等が連携して取り組む共同申請の場合を含む）

◎支援額

上記(1)の経費 100万円まで

(2)の経費 50万円まで

※ 合計150万円までなどの条件あり

－ 共同申請の場合は、【共同申請者数×150万円】で1,500万円まで

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人自事業主に対し、感染対策をとりつつ、活動の再開・継続を行うための積極的取組に必要な経費を支援する。

日本スポーツ協会 (JSPO)

◆対象者

- ・スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている、**常時従業員数20人以下の一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人又は任意団体**
※会社及び会社に準ずる営利企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）は対象外
- ・スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている**個人事業主（フリーランスを含む。）**

◆対象経費

(1) 以下の①～③のいずれかの取組（複数可）

- ① **スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組**
- ② **スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続や回復のための取組**
- ③ **雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組**

(例)

- ① 広報のためのチラシの作成、試合の動画配信
- ② 会場使用料、試合・練習環境整備、技能向上のための資料、器具等の購入
- ③ 法人格取得に向けた専門家への相談費

(2) (1) の取組と併せて行う、**業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組**

◆補助率等

上記 (1) の経費 **2/3 (上限100万円)**

※ **補助対象経費の 1/6 以上を、ICTを活用した非対面型事業モデルへの転換やテレワーク環境の整備に充てる場合は3/4 に引き上げ**

(2) の経費 **定額 (上限50万円)** ※ ただし (1) の補助額が上限

◆ **(1) (2) 合計の上限額は150万円**

◆ 共同事業の場合、【共同事業者数×150万円】で 1,500万円が上限

(例)

- ・ 非対面・遠隔(オンライン)で事業を実施するために必要な設備・システムへの投資
- ・ テレワーク実施のために必要なクラウドサービス、WEB会議システムや人事会計システムの導入

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）

第九条（略）

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3（略）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）